

共催・協賛・後援等に関する規程

2021年5月12日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の共催、後援、協賛等について定めるものである。

(定義)

第2条

共催・協賛・後援等に関連する定義を以下のとおりとする。

(1) 他学協会等（対象となる他団体）

共催、協賛、後援の対象となる他団体（以下「他学協会等」という。）は、内容堅実なる法人の学協会および官公庁等、またはこれらに準ずるもので理事会が認めたものとする。

(2) 対象となる催し

学術的内容または公益的性格を有し、会員に有益なものとする。営利または政治目的のものを除く。

(3) 主催

本会あるいは他学協会が単独で催しを開催する主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

(4) 共催

本会と他学協会等が共同で催しを開催する主体となり、共同で責任を持ちその催しを開催することをいう。主体が本会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛または後援と比べて、その催しへの本会の関与度合いが強い場合をいう。企画当初から催しの内容、運営、経費負担方法、研究発表講演会等における研究発表者の会員資格の扱いなどについて取り決める。

(5) 協賛

他学協会等が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援に比べてその催しへの本会の関与度合いが大きい場合に使用する。本会主催の研究発表講演会等では、研究発表者について相互性（研究発表に関し、本会会員が協賛団体において同等の扱いを受ける）が確認できる場合は、協賛団体の会員も研究発表できるものとする。本会の金銭的負担はないものとする。

(6) 後援

他学協会等が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。本会主催の研究発表講演会等では、研究発表者について相互性（研究発表に関し、本会会員が協賛団体において同等の扱いを受ける）が確認できる場合は、後援団体の会員も研究発表できるものとする。本会の金銭的負担はないものとする。

（他学協会等から本会への依頼手続き）

第3条

他学協会等から本会への依頼手続きについては、以下のように定める。

- (1) 他学協会等から本会への依頼文書は、原則として他学協会等の会長またはこれに準ずる者より本会会長宛てのものでなければならない。
- (2) 本会からの金銭的負担もしくはその会議の準備や運営に関する責任を伴う催しについては、依頼直後に開催される理事会の議を経て承認を行う。ただし、過去に理事会で承認実績のあるものについては、依頼直後に開催される企画運営会議の議を経て承認を行うことができる。
- (3) 本会からの金銭的負担がなく、かつ運営上の責任を持たないものは、依頼直後に開催される企画運営会議あるいは理事会の議を経て承認を行う。

（本会からの他学協会等への依頼手続き）

第4条

本会からの他学協会等への依頼手続きについては、以下のように定める。

- (1) 本会からの他学協会等へ共催、協賛、後援の依頼を行う場合には、その催しの企画者は事前に理事会の承認を得なければならない。
- (2) 本会からの他学協会等への依頼文書は、本会会長名により他学協会等の会長またはこれに準ずる者宛てとして、その手続きは本会事務局が執り行う。

（協力内容）

第5条

共催・協賛・後援等に関する協力内容を以下のとおりとする。

- (1) 共催において、協議によりその催しに要する経費の分担を行う場合には、本会と共催団体の間で契約を交わすこととする。ただし、分担する経費が10万円を超えない場合には、分担金などの共催内容を示す書面や電子データ等にもとづいた理事会の審議によって契約に代えることができる。
- (2) 共催の場合、共催団体はそれぞれのホームページ等にその催しの次第内容を掲載する。
- (3) 協賛、後援の場合、協賛または後援団体はホームページ等にその催しの次第要旨を掲載する。事業経費の負担は主催者が行い協賛または後援団体はその負担を負わない。

(4) 参加費については、共催、協賛または後援団体の会員の参加費は、本会会員の参加費と同等とすることができる（消費税の適用区分が異なるため、参加時には参加資格を区分して受け付ける）。

（改廃）

第6条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2021年5月12日 制定

2022年11月30日 改定

以上